

## 複合化する災害にマンションはどう備えるか

マンションコミュニティ研究会理事 坂田 英督  
えいすけ

令03 (2021) .08.28

### 対象とする災害について

マンションにおける「災害」として、以下を考えます。

#### 1. 天災

①地震…揺れ（通常の揺れ・長周期地震動）による建物の損傷

地盤の液状化、火災、津波

家具の転倒等による怪我、生命の危機

電気・ガス・水道の供給停止・電話・排水の不具合・

エレベーター閉込め

津波・高潮

②台風・豪雨…浸水、暴風（竜巻）、崖崩れ

※竜巻、噴火、豪雪→対象外

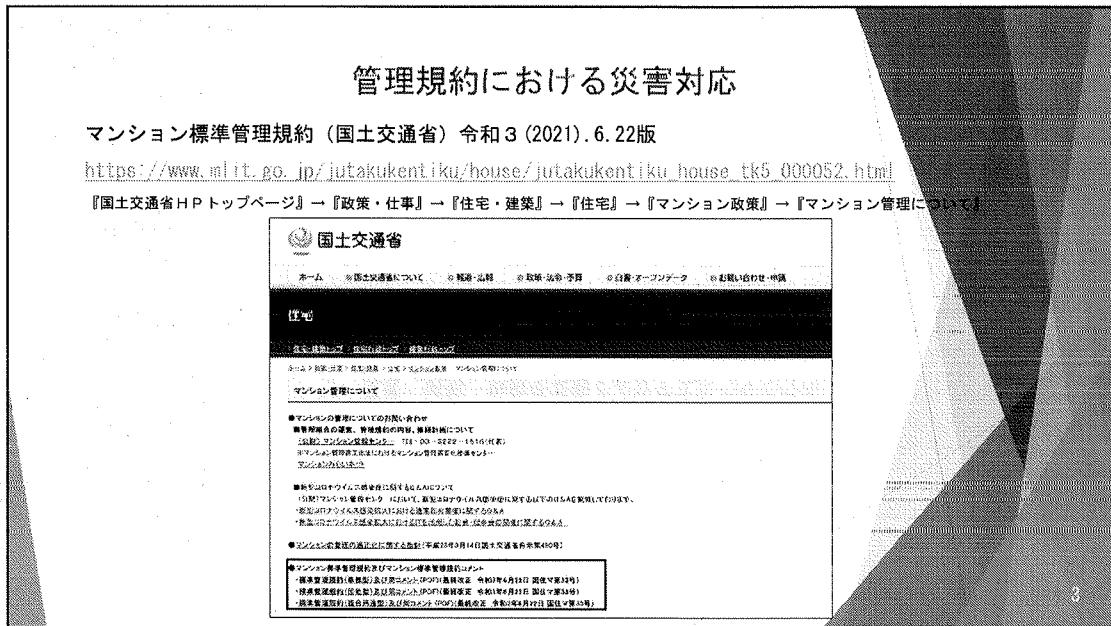
③コロナ禍

主役は地震か  
様々な被害が生じる可能性

温暖化により益々強大化する台風や豪雨と、それに伴う被害も

#### 2. 事故

漏水、火災、ガス爆発、タイル等の落下、機械式駐車場、盗難→建物の維持管理や保険により対応



## 管理規約における災害対応

(敷地及び共用部分等の管理)

**第21条 敷地及び共用部分等の管理**については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。

第1項及び第3項は、区分所有法第18条第1項ただし書において、保存行為（共有物の現状を維持する行為）は、各共有者がすることができると定められていることに対し、同条第2項に基づき、規約で別段の定めをするものである。

⑤ 理事長は、災害等の緊急時においては、総会又は理事会の決議によりますに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行なうことができる。

災害等の緊急時における必要な保存行為としては、共用部分等を維持するための緊急を要する行為又は共用部分等の損傷・滅失を防止して現状の維持を図るための比較的の軽度の行為が該当する。後者の例としては、給水管・排水管の補修、共用部分等の被災箇所の点検、破損箇所の小修繕等が挙げられる。

(役員等の作成及び変更)

**第6項**

⑥ 理事長は、**第21条第6項の規定に基づき、敷地及び共用部分等の保存行為を行う場合には、このための費用を支出を行うことができる。**

第6項は、第21条第6項の規定に基づき、災害等の緊急時において敷地及び共用部分等の保存行為を行う場合に、理事長が支出を行うことができることについて定めるものである。

## 管理規約における災害対応

### (議決事項)

**第5.4条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。**

一 収支決算案、事業…

二 災害等により総会の開催が困難である場合における応急的な修繕工事の実施等

※ 第1項第十号の「災害等により総会の開催が困難である場合における応急的な修繕工事の実施等」の具体的な内容については、次のとおりである。

ア) 緊急対応が必要となる災害の範囲としては、地震、台風、集中豪雨、竜巻、落雷、豪雪、噴火などがある。なお、「災害等」の「等」の例としては、災害と連動して又は単独で発生する火災、爆発、物の落下などが該当する。

イ) 「総会の開催が困難である場合」とは、避難や交通手段の途絶等により、組合員の総会への出席が困難である場合である。

ウ) 「応急的な修繕工事」は、保存行為に限られるものではなく、二次被害の防止や生活の維持等のために緊急対応が必要な、共用部分の軽微な変更（形状又は効用の著しい変更を伴わないもの）や狭義の管理行為（変更及び保存行為を除く、通常の利用、改良に関する行為）も含まれ、例えば、給水・排水、電気、ガス、通風といったライフライン等の応急的な更新、エレベーター附属設備の更新、炭素繊維シート巻付けによる柱の応急的な耐震補強などが「応急的な修繕工事」に該当する。また、「応急的な修繕工事の実施等」の「等」としては、被災箇所を踏まえた共用部分の使用方法の決定等が該当する。

5

## 管理規約における災害対応

### (議決事項)

**第5.4条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。**

一 収支決算案、事業…

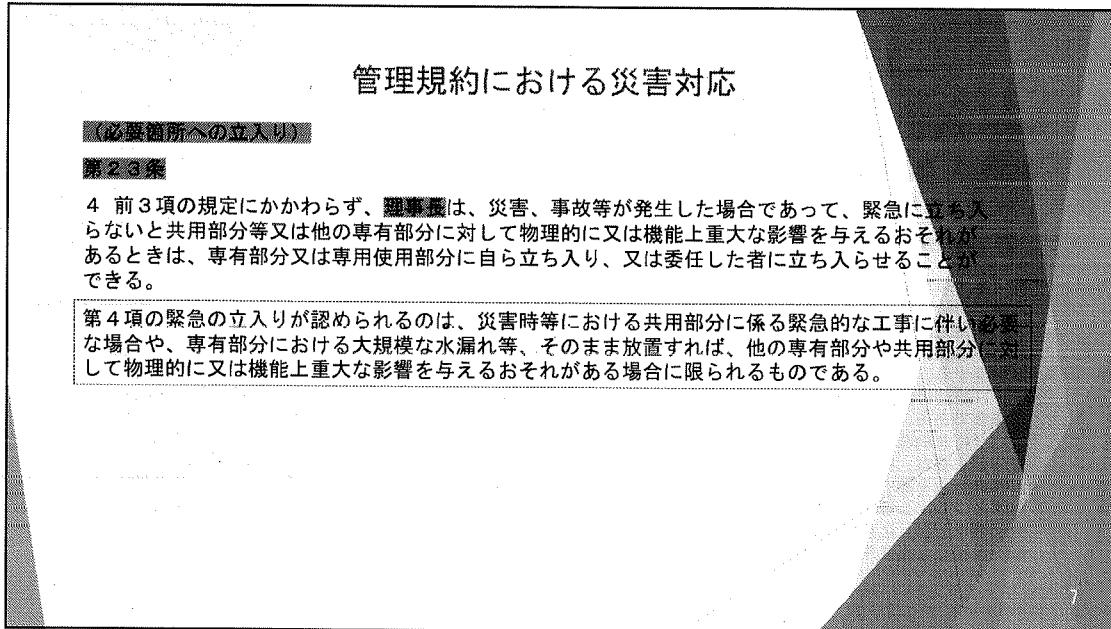
二 災害等により総会の開催が困難である場合における応急的な修繕工事の実施等

2 第4.8条の規定にかかわらず、理事会は、前項第十号の決議をした場合においては、当該決議に係る応急的な修繕工事の実施に充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩しについて決議することができる。

第2項は、応急的な修繕工事の実施に伴い必要となる資金の借入れ及び修繕積立金の取崩しについて、第4.8条の規定によれば総会の決議事項であるところ、第1項第十号の決議に基づき実施する場合には、理事会で決議することができるとするものである。

⇒第21条第6項で、理事長は資金の借入れ及び修繕積立金の取り崩しまではできず、それらは理事会で決する。借入や修繕積立金の取り崩しが必要な場合は、保存行為を超えて変更行為の領域にあると想定

6



### ハザードマップによるリスクの確認…地震

1. 名古屋市 暮らしの情報→防災・危機管理  
→地震、津波、洪水・内水ハザードマップを確認する

震度と液状化の可能性を示す

①名古屋市 暮らしの情報

地震ハザードマップ 東区

8

**ハザードマップによるリスクの確認…津波／洪水・内水**

**2. 名古屋市 暮らしの情報→防災・危機管理**

→地震、津波、洪水・内水ハザードマップを確認する

The screenshot displays two main hazard maps for Nagoya City:

- 津波ハザードマップ (Tsunami Hazard Map)**: Shows coastal areas and river basins with shaded regions indicating tsunami risk levels.
- 洪水・内水ハザードマップ (Flooding and Inland Water Hazard Map)**: Shows a detailed map of the city with shaded areas indicating flood and inland water hazard levels.

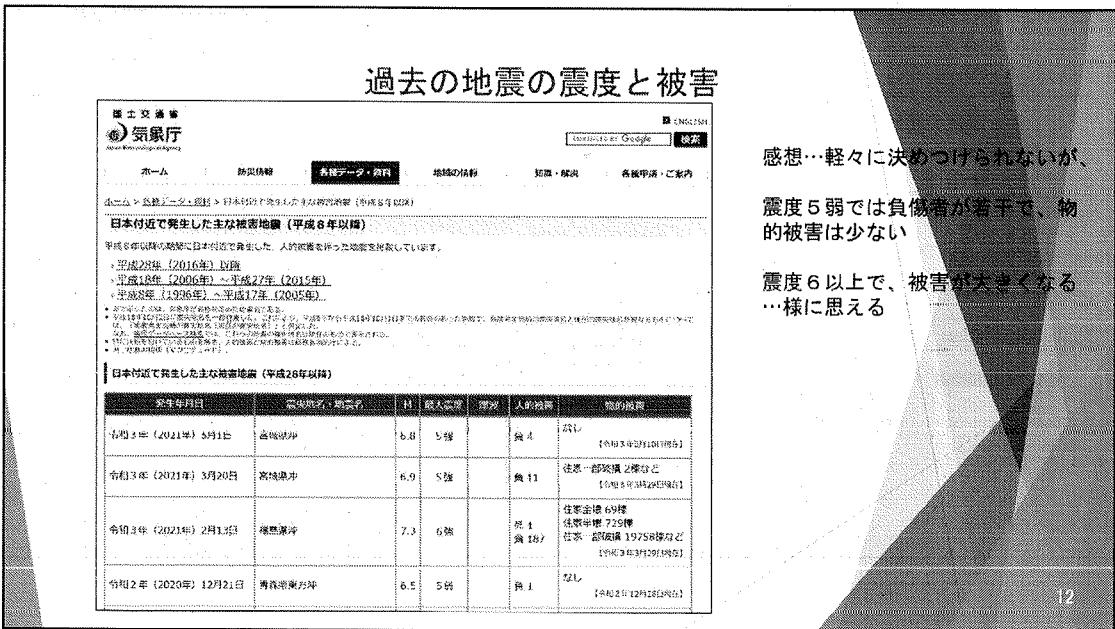
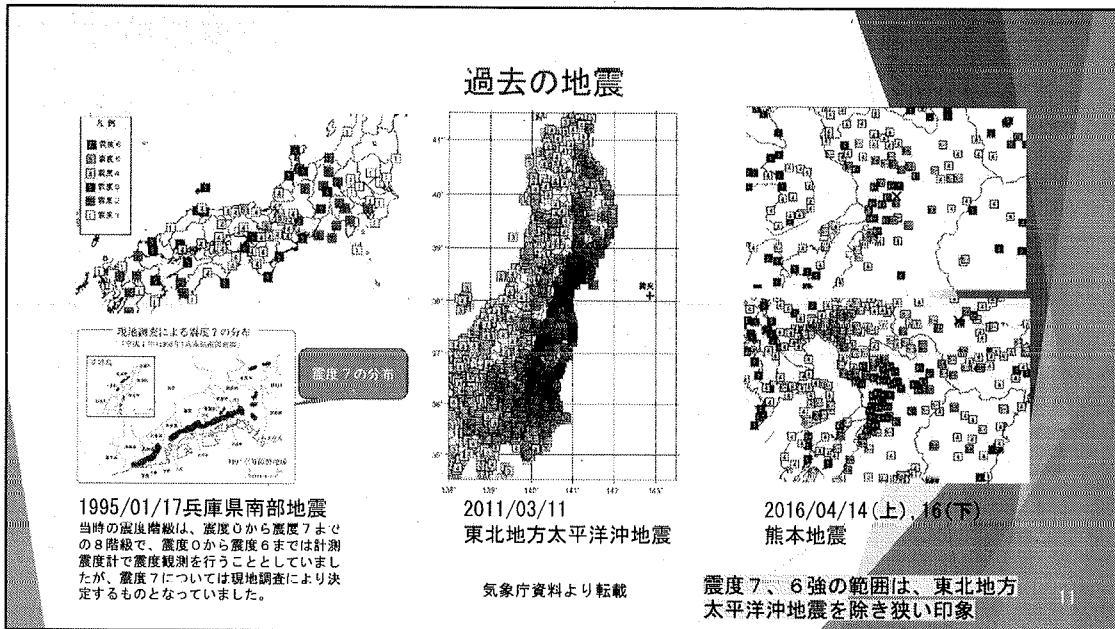
**J-SHIS 地震ハザードステーション**

**3. 震度の可能性 J-SHIS Map <https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>** 国立研究開発法人 防災科学技術研究所

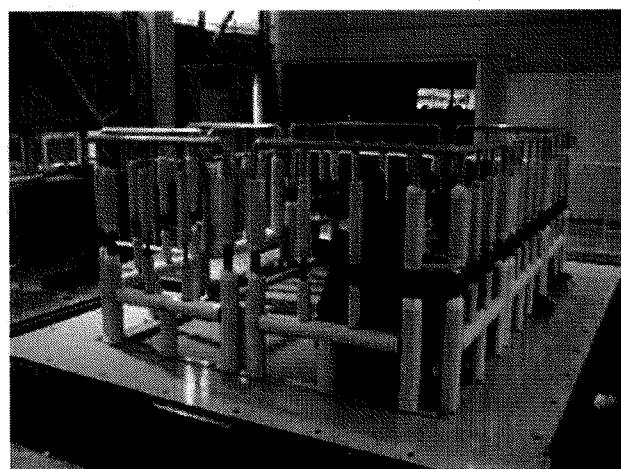
The screenshot shows a map of Japan with seismic hazard zones color-coded by intensity:

- 5弱 (5 Weak)**: Shaded in light gray, covering most of the country.
- 6弱 (6 Weak)**: Shaded in medium gray, appearing in northern Japan and parts of the central and southern coastlines.
- 6強 (6 Strong)**: Shaded in dark gray, appearing in the central and southern coastal areas.
- 5強 (5 Strong)**: Shaded in very dark gray, appearing in the southernmost coastal areas.
- 7**: Labeled in the far south.

A callout box highlights a specific area with the text: "50年間で3.9%の確率で見られる震度" (Seismic intensity expected to occur at least once every 50 years).



## 1995年兵庫県南部地震を三次元振動台で再現



2007.5.25 URの三次元振動台を体験

13

## 建物の確認（耐震性能）

### (1) 新耐震（1981年6月1日以降に確認申請を受けた建物）

- ①震度5程度の地震で部材の各部が損傷を受けない
- ②震度6～7程度の地震で倒壊しない

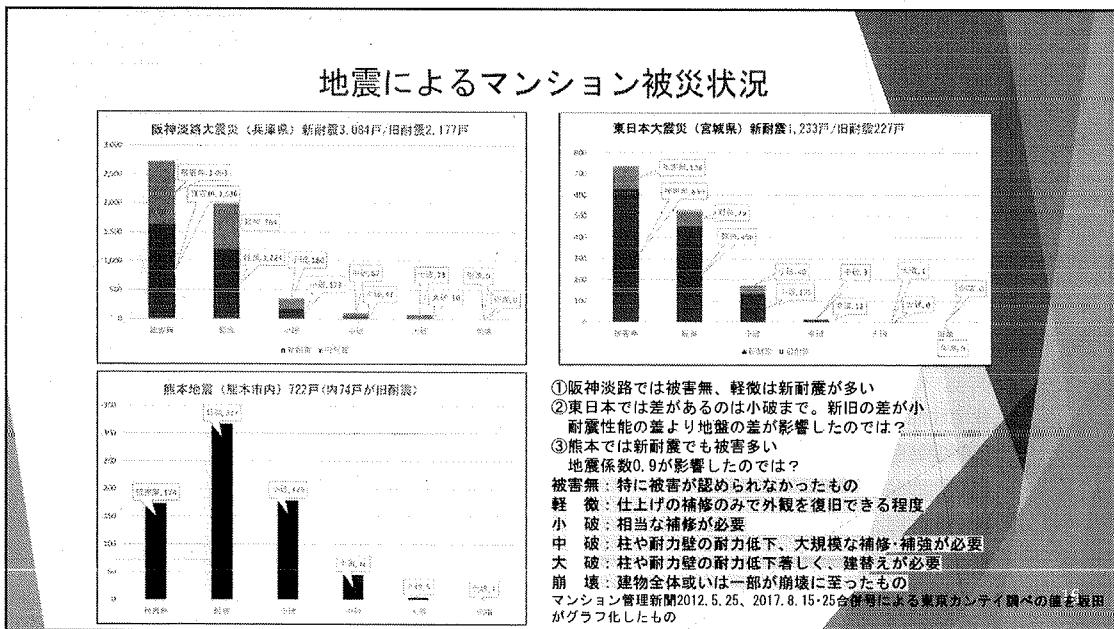
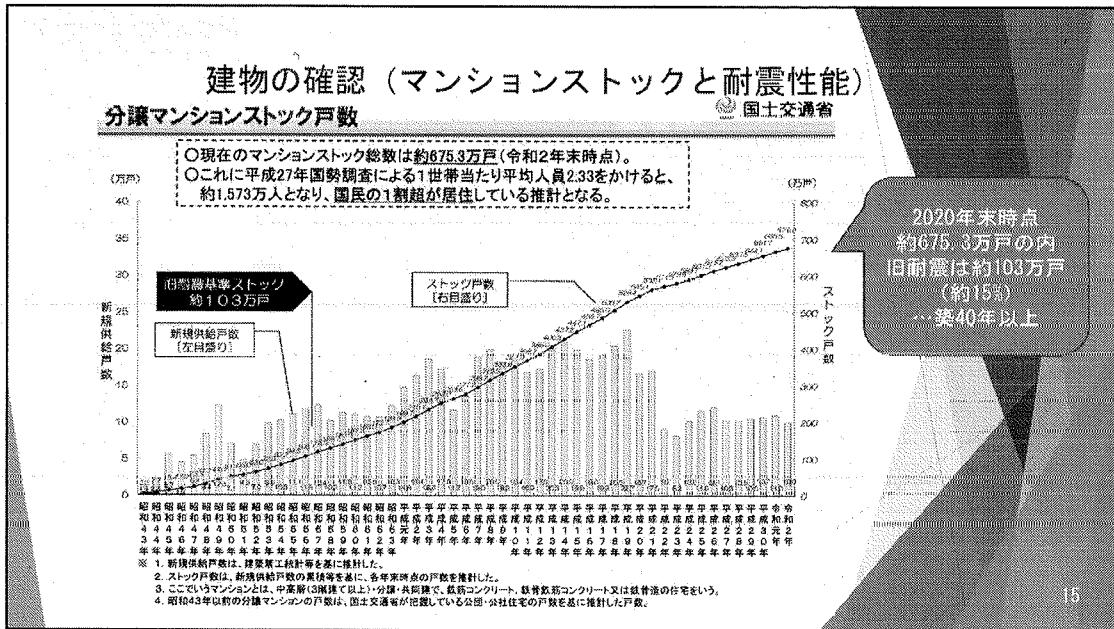
### (2) 旧耐震（1981年5月31日以前に確認申請を受けた建物…1978年宮城県沖地震で改正）

- ①震度5程度の地震で倒壊しない
- ※1971年より前は、旧々耐震（1968年十勝沖地震で1971年に改正）

### (3) 住宅性能表示制度（任意）による等級…以下②又は④が標準になって欲しい

- ①耐震等級1：新耐震基準に合致するもの
- ②耐震等級2：等級1 × 2.5倍
- ③耐震等級3：等級1 × 5倍
- ④其の他の免震建築物

14



## 地震の周期と揺れ

建物毎に固有の揺れの周期があり、高い建物ほど周期は長くなる。

**対策は、ダンパーの設置。**

**超高層（タワマン）…高さ 60m を超える建築物、免震構造では建物の固有周期が長くなるため、制振ダンパーの設置が必須。**

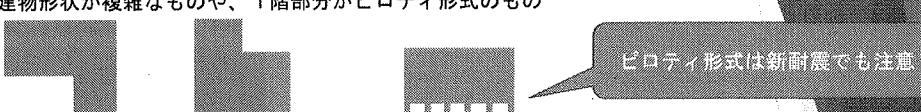
**固有周期は高さが高いほど長くなる…**  
**左の気象庁の例では、以下の様に想定している。**

階数	周期
15 階建	1.5 秒
30 階建	3.0 秒
50 階建	5.0 秒

**なお、地震の周期が 1~2 秒の場合、キラーバルスと呼ばれ、中低層の木造家屋などに被害が大きい。**

## リスクをどう考えるか

(1) 建物形状が複雑なものや、1階部分がピロティ形式のもの

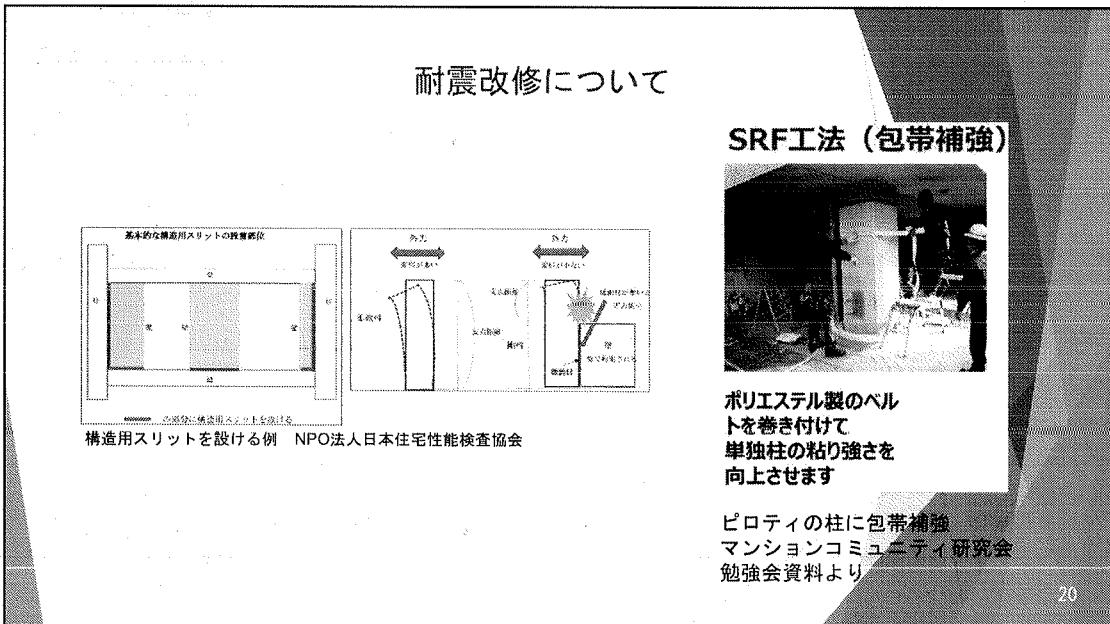
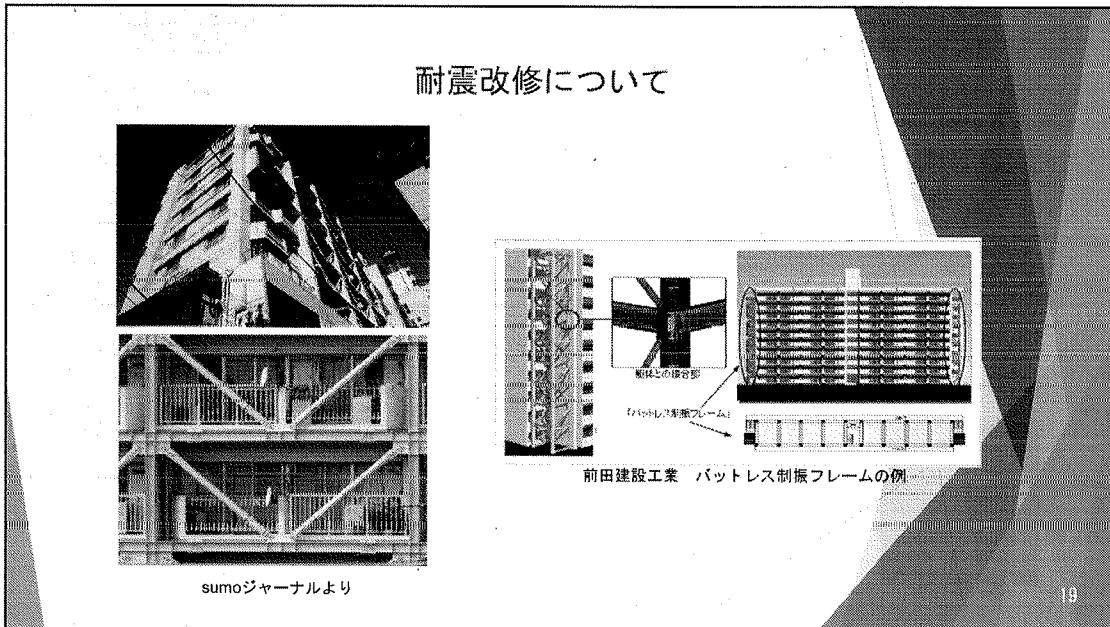


平面形状                  立面形状                  立面形状

(2) 東日本大震災では、旧耐震でも地盤堅固な高台に建築なら被害小  
 (マンション管理新聞2012.5.25 東京カンティ調べ)

※ 1 旧耐震+建物形状が単純ではない又はピロティ形式+地盤が堅固ではない+積立金が少ない  
 ⇒ 耐震改修の検討、地震保険の加入が必須  
 ⇒ 耐震改修を行う場合、市の助成制度あり  
 ⇒ 耐震改修は、従来より多額の費用を要せず、合意形成し易い方法が採れる場合も

※ 2 新耐震でも、形状等や地盤により、旧耐震並の被害を受ける場合もあり油断できない  
 ⇒ 地震保険は単に加入するのではなく、支払う額と支払われる推定額を勘案して検討する必要



## 耐震改修について

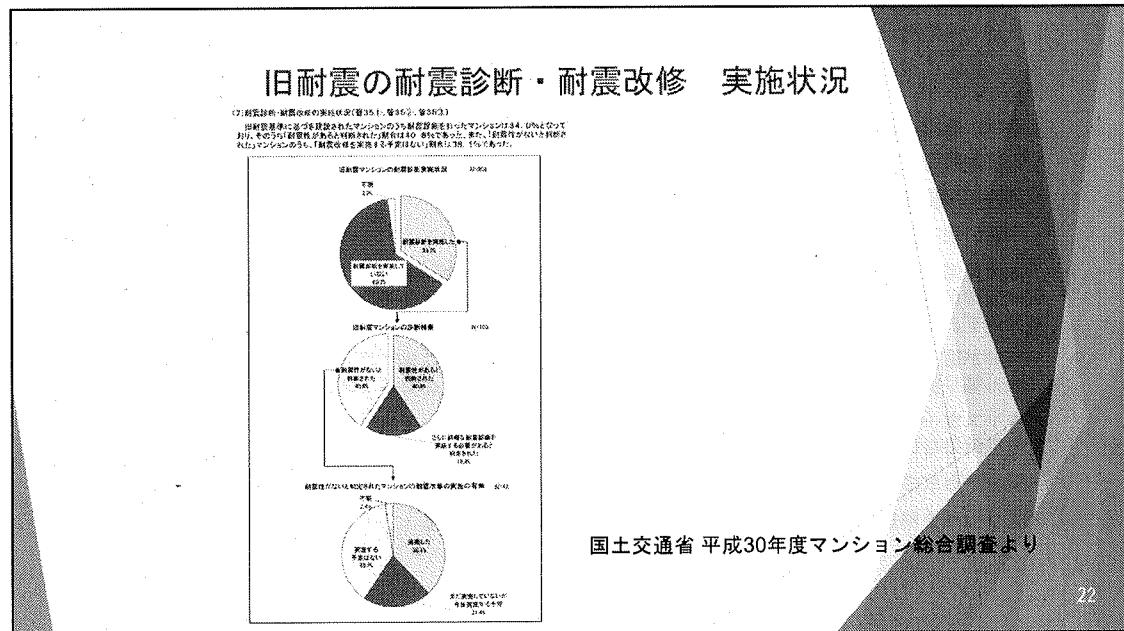
近年、費用と工法から、合意形成できそうな耐震改修事例が出て来た。

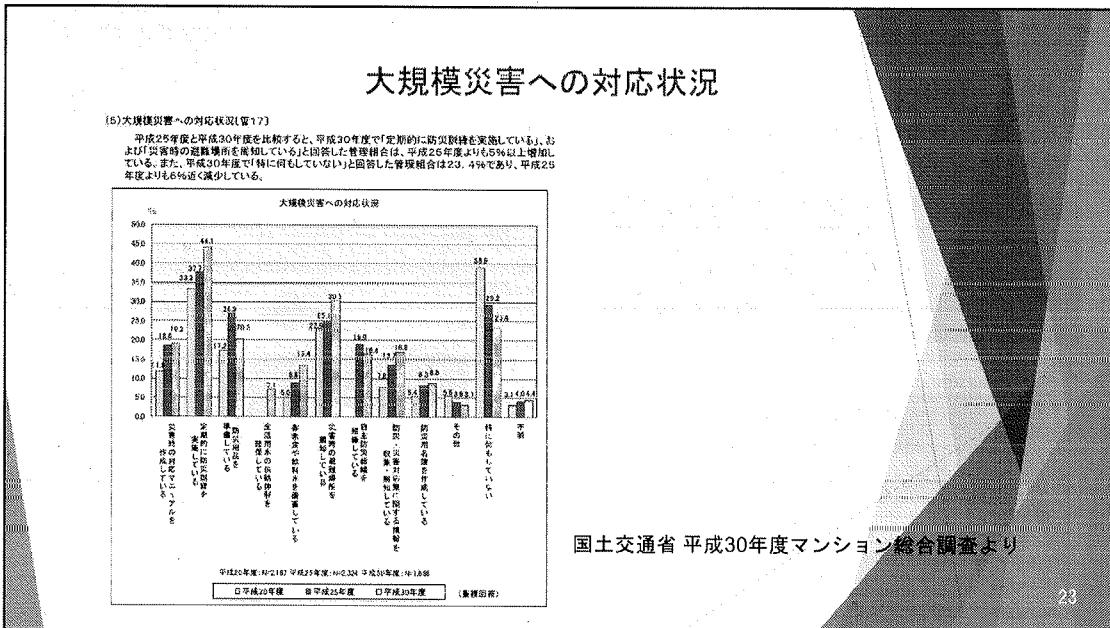
**マンションコミュニティ研究会ホームページから**

2020.07.22 不適切コンサル問題を乗り越え大規模改修成功へ【オンライン】  
講師：S マンション管理組合 総務部局長 西村正太郎  
新たな技術で耐震改修・再生を実現  
～管理組合と業者会社が一休で100年マンション形に～  
講師：伊藤忠アーバンコミュニティ 100年マンション研究室長 三原 駿雄氏  
会員登録 (2分19秒)  
2019.10.23 「具体的工程検討」でコミュニティ・総務組合・自治会が夏代への宿路の手引い...

2020.01.23 新たな技術で耐震改修・再生を実現  
～管理組合と業者会社が一休で100年マンション形に～  
講師：伊藤忠アーバンコミュニティ 100年マンション研究室長 三原 駿雄氏  
1. 会員登録 (1月23日 水) 18:30~20:30  
2. 報告会・説明会  
3. 会員登録  
4. 会員登録

21





23

### 自助・共助の備えは？

- ・自助・共助・公助の内、マンション居住者の公助は（人数から考えて）無理と考えた方が良い
- ・在宅避難を旨として自助・共助（管理組合）をどうするか考える

■ 目標（地震発生前）

- ① 家具の固定等（必須）
  - ・地震負傷者の30～50%は家具類の転倒、落下、移動（東京防災P94）と言われます。負傷すると、避難に支障が生じ、人を救助することも出来ず、軽い怪我は治療の優先順位が低いため直ぐには治療して貰えず、その後の行動が制約されてしまう。
  - ・天井が直天井（ジカテツジヨウ）と言い、鉄筋コンクリート下地にビニルクロスが貼られたものの場合は、「突っ張り棒」式の固定が有効。時間経過により緩みが発生するので時々確認し、増し締めを行う。
  - ・キャスター付等の動く家具や、テレビなど載せてあるものは飛んで来ないようにするか、飛んでもても支障のない位置に置く（特に就寝時）
  - ・開き戸形式の食器棚などは、扉が開かないようロックを取り付ける
  - ・スリッパを用意し、移動するときに足に怪我をしないようにする

24